

別紙 1

牟岐町セミセルフレジ及びキャッシュレス決済端末導入業務仕様書

1 履行場所

牟岐町役場新庁舎 牟岐町大字中村字山田 4 9 番地

2 業務の内容

(1) 製品の導入及び調達

セミセルフレジ及びキャッシュレス決済端末の導入、必要となる機器の調達や初期設定業務。

(2) その他

導入後の指定納付受託業務及び保守業務。

3 設置場所及び台数

牟岐町役場新庁舎 住民福祉課窓口 1 式 (カウンター型)

税務会計課出納室窓口 1 式 (カウンター型)

4 機能概要

調達機器は本町の買い取りとし、見積額にはこれらの費用を含めること。本業務で導入する機器は、POS システムセミセルフレジ (以下「POS レジ」という。) キャッシュレス決済端末、自動釣銭機及びその使用に必要な機器とする。

(1) POS レジに関する要件

ア キャッシュレス決済及び現金決済の両方に対応すること。

イ 不正アクセス対策、ウイルス対策など十分なセキュリティ対策を実施すること。

ウ POS レジ上で当日の各処理件数を表示できること。

エ 誤って精算した場合、精算取消が可能であること。

オ 収納日、証明書種別、決済種別の金額及び件数が月別・日別等で集計可能であり、集計データは CSV 等で外部出力できること。

カ 定額小為替等、現金以外での取引 (手入力) が可能であること。また、集計において、現金取引額と現金外取引額 (手入力分) が明確にわかること。

キ 附属のバーコードリーダ等により、地方税用 QR コードを読み、納付金額等の取り込みができること。

ク バーコード収納については期限切れを判断し、職員側ディスプレイにその旨が表示されること。

ケ 釣銭機内の現金残高をディスプレイ表示及びレシート出力が可能であること。

コ 取引以外の入金や出金について、操作ログ等を電子データ化し記録・保存が可能なこと。

サ 通信障害等のオフライン時であっても、レジ機能が使え、現金等での取引が継続できること。

シ 担当職員を、識別番号等で登録・変更・削除が可能であり、セミセルフレジを操作するログへの反映が可能であること。

(2) 自動釣銭機に関する要件

ア 現在発行されている日本円の紙幣及び貨幣の取扱いができ、今後の紙幣及び貨幣の改廃に対応できるものであること。

イ 入金情報について、POS レジと連動可能であること。

ウ 収納枚数の上限超過や釣銭切れの警告等が事前に表示されること。

エ 金種別の枚数を任意に POS レジで確認できること。

オ ランプやブザーで釣銭取り忘れの防止機能があること。

カ 施錠できること。

キ 取引以外に金種指定、又は金額指定で入金や出金が可能であること。

ク 釣銭機内現金は、全回収のほか、金額及び金種毎に任意に設定した金額の残置設定が可能であること。

(3) レシートに関する要件

ア 決済完了後、手数料等の種類、件数、合計金額及び決済手段のわかる明細（以下「レシート」という。）が発行できること。

イ 現金、キャッシュレス決済に関わらずレシートが発行可能であること。

ウ POS レジ端末等に発行機能を内蔵していない場合は、連動する機器（レシートプリンタ）を準備すること。

エ 設置個所の名称、手数料等の名称を任意の文字等に変更が可能であること。

(4) キャッシュレス決済端末に関する要件

ア クレジットカード決済、電子マネー決済及びコード決済が可能であること。

イ クレジットカード等の信用情報照会は、即時与信が可能であること。

ウ カード決済承認番号が即時取得可能であること。

エ クレジットカード情報及び取引情報を保護するために、国際的なクレジット産業向けのデータセキュリティ基準 (PCI DSS) の現行基準に準拠しているクレジット情報非保持型の機種であること。

(5) ネットワーク環境に関する要件

ア POS レジ及びキャッシュレス決済端末機を使用するために必要な光回線に接続するルータ等を設置し、必要な設定を行うこと。なお、必要な回線の整備は本町が別途調達する。必ず店内ネットワークを使用すること。

5 指定納付受託者について

(1) 指定納付受託業務の種類

キャッシュレス決済事業者が、地方自治法第231条の2の3第1項に規定する当町の指定納付受託者となること。なお、納付方法は、納入義務者に代わり立替払いをする「立替払い方式」とする。

(2) 指定納付受託業務

- ア キャッシュレス決済の立替金については、毎月末日を締め日として集計し、翌月末日（土日祝日の場合は翌営業日）までに、本町が指定する口座に納付するものとする。ただし、月単位の入金サイクルの対応ができない場合は、できる限り少ない入金サイクルを提案すること。
- イ 納付する際の振込手数料は、指定納付受託者が負担すること。
- ウ 立替金の明細書を作成し、納付日の5営業日前までに提出すること。
- エ 立替払いをした交付手数料については、毎月末日を締め日として集計し、翌月末日（土日祝日の場合は翌営業日）までに、当該交付手数料に決済手数料率を乗じて得た金額を、キャッシュレス決済手数料として明細を添えて本町に請求するものとする。ただし、この対応ができない場合は、別途提案すること。
- オ 立替金、手数料ともに、金額に1円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てるものとする。

(3) 指定納付受託業務で取り扱うキャッシュレス決済

キャッシュレス決済は、次の決済サービス及び各ブランドを必須とし、その他の決済サービス及びブランド、納付受託事務に係る決済手数料については提案によるものとする。

- ア クレジットカード VISA、JCB、Mastercard を含む3種類以上
- イ 電子マネー決済 nanaco、WAON、楽天Edy を含む3種類以上
- ウ コード決済 PayPay、auPAY、d払い、楽天Pay を含む4種類以上

(4) キャッシュレス決済事業者の共同提案について

POSレジ端末設置事業者とキャッシュレス決済事業者が異なる場合は、共同で企画提案を行うこととする。

6 保守対応

- (1) 不正アクセス対策、ウイルス対策、個人情報等の情報漏洩対策などのセキュリティ対策やシステム障害等を十分講じること。
- (2) 保守体制、保守対応時間、緊急時連絡先等、サポート体制を明確にすること。
- (3) 開庁時（休日及び時間外開庁含む）の障害発生時は、窓口業務への影響を最小限に抑えるため、ベストエフォートにて現地への駆けつけ対応が可能であること。
- (4) 機器の修理等に時間を要する場合は、代替機を無償で用意すること。

6 研修等

(1) 研修

- ア 機器等の操作研修については、実機を用いて実施すること。
- イ 実施スケジュールについては、本町の指定する期間（2日を想定）で行うこと。

(2) 操作マニュアル

- ア POSレジ端末及びキャッシュレス決済端末の操作マニュアルに加えて、障害発生時の対応マニュアル等を提供すること。

イ マニュアルは、職員の理解が容易な表記・内容でA4判両版を原則とし、日本語表記であること。

ウ 電子マニュアルはMicrosoft office またはAdobe Reader に対応できるデータ形式であること。

エ 操作マニュアルは常に最新のものを提供すること。

オ 記載内容、媒体及び納品方法については、本町と調整の上、決定すること。

8 納入・設置

(1) 納入する機器は、全て新品であること。中古品の納入は認めない。

(2) 設置箇所を事前に調査し、納品する機器一式の寸法等をふまえ、設置場所の実情に応じた方法で設置すること。納入・設置にあたっては、事前に本町と調整の上行うこと。

(3) 搬入作業中に庁舎内の備品等を破損した場合は、受託者の責任において、現状に復旧させること。

(4) 設置機器の転倒・転落・盗難防止措置が十分に図られること。

(5) キャッシュレス決済が可能であることの掲出物等（ロゴマーク等）について、必要に応じて無償で提供すること。

9 守秘業務の遵守

(1) 本業務中に知り得た情報に関して守秘義務を課すこととする。この守秘義務は、契約終了後も課されるものであり、従事する者が離職した場合も同様に遵守させること。

(2) 本町が提供する一切のデータ、資料等を本サービス提供以外の目的で使用、複写、複製、または第三者に提供してはならない。

10 その他の事項

(1) 受注者（この項においては、指定納付受託業務の受託者も含む。）は、業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守すること。

(2) 導入時の各種設定内容、設置については、本町と調整の上、実施すること。

(3) 受注者は予期せぬ事態が生じたときは、速やかに本町に報告し、指示を仰ぐこと。

(4) 本仕様書に示すもののほか、運用方法や拡張性等、将来的に本町にとって有益な提案がある場合は、積極的に提案すること。

(5) 受注者は、本サービス提供に係る業務の処理を他に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、業務の一部について事前に申請し、本町の承諾を得たときはこの限りではない。

(6) 前号により再委託した場合、これを受託した者の行為について、受注者が全て責任を負うものとする。

(7) 本仕様書に定めるのない事項が生じた場合は、本町と受託者で協議の上、決定する。